

2026 年 1 月

日本児童青年精神医学会認定医 各位

児童精神科専門医への移行について

日本児童青年精神医学会 代表理事 岡田 俊
事務局運営委員会 委員長 辻井農亜
児童精神科専門医審査委員会・認定医審査委員会 委員長 小野和哉
専門医制度に関する委員会 委員長 太田豊作

本学会におきましては、児童精神科のサブスペシャリティとしての位置づけを確立し、本領域の発展を子どもたちの精神的健康とウェルビーイングに還元することが悲願であります。先生方におかれましては、認定医としてご貢献をいただき、おかげさまをもちまして児童精神医学の発展が支えられてきたものの感謝申し上げます。

認定医制度から児童精神科専門医制度の移行につきましては、すでにご案内を差し上げましたが、あらためてご説明を申し上げます。児童精神医学は精神医学のなかのサブスペシャリティであります。多くの精神疾患の発症が児童青年期にその端緒を見出すことができ、また、そこには生育過程における多様な体験がその発症リスクに関連することも指摘されているところです。精神科と児童精神科の両方の専門医を持つ医師は、成人精神医学との連続性のなかで、子どもたちの精神医学的課題に取り組み、将来を見据えた支援ができるといえましょう。

児童青年期は、身体的にも心理的にも併行して、相互に影響しながら発達する時期です。そのためには精神科医、小児科医の双方が協働し、学び合うことが大切です。子どものころ専門医制度のなかでも児童精神医学の専門性は活かされております。しかしながら、児童精神医学の専門性をより追求し、人材育成と質を担保し、国民のニーズに応えていくためには、児童精神科独自のサブスペシャリティの確立が、子どものころ専門医とは別に不可欠であるとの結論に至った次第です。この理事会の結論につきましては、第 66 回総会の代議員会ならびに会員集会におきましてご説明を申し上げました次第です。これに伴い、2026 年 1 月より、日本児童青年精神医学会認定医から児童精神科専門医への移行手続きを開始いたします。

以下のお知らせは、事務局で把握しております会員の先生方の情報に従って、異なる文面でご案内しております。もし、異なる場合には、学会事務局にご連絡をいただけますと幸いです。

日本児童青年精神医学会認定医をお持ちであり、かつ、精神科専門医ですが、子どものころ専門医はをお持ちではない先生^(注)にご案内しております。

先生の場合には、日本児童青年精神医学会認定医から、児童精神科専門医・指導医へと移行することになります。移行の方法は、学会ホームページにてオンデマンド配信されている専門医講習会ならびに指導医講習会の e learning (いずれも無料) を受講いただくことと、総会時に行われる専門医試験・面接(有料)を受験いただくことで、児童精神科専門医並びに指導医への移行が可能となります(専門医試験の詳細は定まり次第、学会 HP に掲載いたします)。事務手数料は無料といたしました。

なお、この移行による児童精神科専門医・指導医の認定期間は、現在お持ちの認定医の認定期間の期限と同じです。児童精神科専門医・指導医の1回目の更新は、それまでの期限が来年の先生も5年後の先生もいらっしゃいます。そのため1回目の更新の要件は、認定医の更新にほぼ準じる形とさせていただき、2回目の更新から、新制度の要件で更新を想定しております。そのため、認定期限の残余の長短による不公平がないようにさせていただいております。今年度の認定医の更新申請がお済みでない方につきましては、**まず認定医更新の手続きをお願いいたします。**なお、現在、一般社団法人日本児童青年精神医学会認定医制度施行規則 第8条では65歳以上の者については期間の定めのない認定医(更新なし)の資格となりますが、児童精神科専門医も同様に、65歳以上の者については期間の定めのない児童精神科専門医(更新なし)とする予定です。ただし、児童精神科専門医が精神科専門医を基盤とする2階建てのため、精神科専門医を継続いただけますようお願い申し上げます。

お手数をおかけすることは心苦しくございます。また、一層の専門性の追求など、私どもが鋭意取り組まねばならない課題も多くございます。それだけに、先生におかれましては、このたびの制度設置の趣旨をご理解いただき、是非とも移行手続きをお願い申し上げる次第です。もし、移行を望まれない場合には、認定医制度は2031年に終了いたしますが、期限の定めのない認定証を発行させていただきます。何卒よろしくお願い申し上げます。

敬具

(注) 事務局での確認内容に誤りがございました場合は、誠にお手数ではございますが、事務局(jde07707@nifty.com)までお問い合わせいただけますと幸いです。

記

移行開始時期：2026年1月より

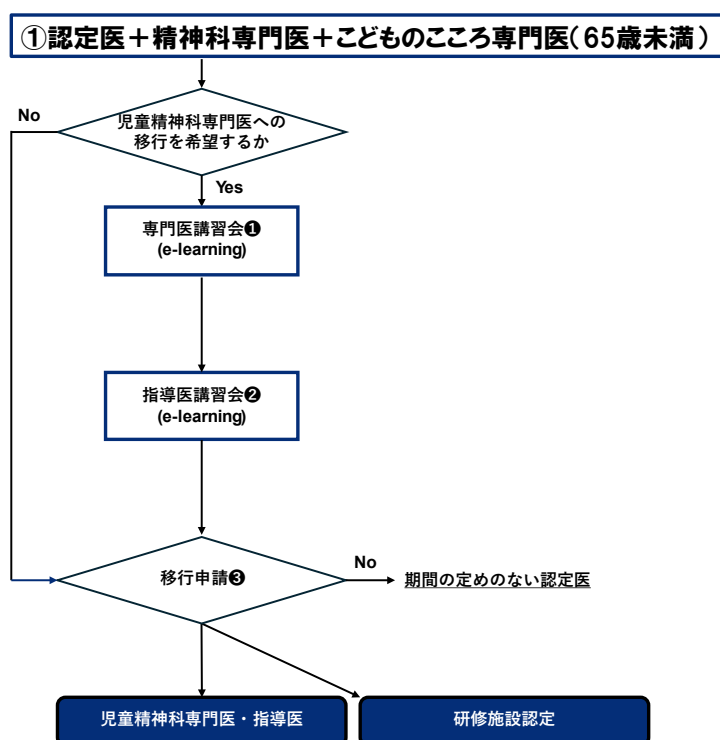
移行手続きは、学会ホームページから、専門医講習会(無料)ならびに指導医講習会(無料)をオンデマンドで視聴し、修了証をダウンロードした後に、修了証をアップロードしていただきます(QR③移行申請より)。全て費用はかかりません。学会ホームページへの

ログイン方法でお困りの場合には、学会事務局までお尋ねをいただけますと幸いです。また、修了証のアップロードが難しい場合には印刷した修了証を郵送でもお手続きが可能です。

【注意事項】認定医から専門医の移行について

専門医および指導医の認定期間は、現行の認定医の認定期間と同じです。以下の点にご留意ください。

1. 専門医ならびに指導医への移行手続きを行ってください。
 2. 専門医の初回更新の要件は、認定医更新の要件にほぼ準じたものとなります。
- 以降の更新については、専門医としての更新要件が適用されます。



[無料] ① 専門医講習会



学会HP 会員ページ
↓
会員限定記事一覧
↓
eラーニングの受講

[無料] ② 指導医講習会



学会HP 会員ページ
↓
会員限定記事一覧
↓
eラーニングの受講

[無料] ③ 移行申請



左QRコードにリンク
されたGoogle formへ
必要事項を
入力してください。

[児童精神科専門医
移行フォーム \(2\)](#)

詳細情報：学会ホームページをご覧ください

<https://child-adolesc.jp>